

公益財団法人日本アイスホッケー連盟

専門家謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という）が実施する事業等に関して、専門家を対象にして支払う謝金（以下「本謝金」）について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 事業を遂行する上で必要な専門的知見を有する専門家をこの規程による謝金支払い対象者とし、本規程に基づき謝金を支払いすることができる。本連盟の常勤役員および事務局員は対象としない。また、強化事業に係る謝金、競技会に係る謝金については別途定める競技会開催規程等によるものとする。

(謝金の対象事業と認定)

第3条 本謝金支払いの対象となる事業は専門家の知見が必要であることを業務執行会議にて認定されなければならない。業務執行会議は認定した対象事業を理事会に報告する。

ただし、専門委員会の実施する事業等は専門家に第4条記載の業務を依頼する事が想定されるため、原則として本謝金支払いの対象事業として認定されているものとする。

(対象となる業務と事前申請)

第4条 謝金対象者の業務は以下のとおりとする。

- (1) 会議等に参加し討議の実施の対価
- (2) シンポジウム・研究会・研修等の講演・講義または司会の対価
- (3) 通訳または翻訳の対価
- (4) 機関紙、教本、資料、広報等の原稿執筆の対価
- (5) 調査・研究・法務・技術開発等の作業の対価
- (6) 委託業務、その他

2 会議・講義等に関しては出席依頼書を、原稿執筆・通訳・作業・業務委託等については業務依頼書を事前に「事務局規程17条」の「別表2 事務処理事案の決裁区分表」に従って業務内容と概算金額等の決裁を得ておくものとする。

(謝金の支払と金額)

第5条 謝金の額は、別表1の「専門家謝金単価一覧表」に定める額を基準とする。

第4条の業務種類(1)(2)(3)については実行の確認、(4)については対象図書等の完成、(5)(6)は当該専門家からの報告書をもって決裁・支払を実行するものとする。

なお、事業等を実施するうえで特別な事情がある場合には、業務執行会議で金額を調整することができる。

(領収書の收受)

第6条 謝金を支払った場合は、本連盟は謝金の支払先から所定の領収書を收受しなければならない。なお、ネットバンキングによる支払いの場合はこの限りではない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第7条 謝金の支払いについて、本連盟は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(地方連盟等への委託事業等)

第8条 本連盟が地方連盟等に、専門家への謝金支払いを伴う事業を委託する場合、委託先には本規程に従った処理を行わせねばならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会決議による。

附 則

この規程は、平成31年3月30日から施行する。

<別紙-1>

専門家謝金一覧表

対象業務		基準額 (単価:円)	支給単位	備考
講演等の講師、パネラー (一般聴衆等多人数を対象にするもの)	非常に高度な専門家あるいは有名人	30,000	1時間当り	
	高度な専門的知見・見識を有している	20,000	1時間当り	
	専門的知見・見識を有している	10,000	1時間当り	
セミナー/研修会 実技・指導等 (比較的少人数でおこなうもの)	非常に高度な専門家あるいは有名人	10,000	1時間当り	
	高度な専門的知見・見識を有している	7,000	1時間当り	
	専門的知見・見識を有している	5,000	1時間当り	
	高度な実技指導者	7,000	1時間当り	
	専門的な実技指導者	5,000	1時間当り	
	一般的な実技指導者	3,000	1時間当り	
会議出席	高度な専門家	25,000	1日当り	実働2時間以上
	高度な専門家	12,500	1時間当り	実働2時間未満
	専門家	14,000	1日当り	実働2時間以上
	専門家	7,000	1時間当り	実働2時間未満 (専門家)
業務委託	非常に高度な専門家(弁護士等)	20,000	1時間当り	
	高度な専門家	10,000	1時間当り	
	専門家(ソフト開発/調査等)	5,000	1時間当り	
	専門家	3,000	1時間当り	
	スタッフ	10,000	1日当り	
執筆謝金	高度な専門家	3,000	1枚当り	400字相当
	専門家	2,000	1枚当り	400字相当
	一般	1,500	1枚当り	400字相当
通訳翻訳	通訳	30,000	1日当り	実働2時間以上、学生通訳は15,000円とする
	通訳(帯同/宿泊)	40,000	1日当り	学生通訳は20,000円とする
	翻訳	5,000	1枚当り	A4 1枚 1600字相当で換算
	下訳	3,000	1枚当り	A4 1枚 1600字相当で換算

注) 全て源泉徴収税引き前額